

みうらおもてなしバスツアー補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の観光資源の活用と市外からの誘客を図るため、旅行業者が主催する観光バスツアー（以下、「ツアー」という。）に対し、みうらおもてなしバスツアー補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものである。

(補助対象)

第2条 本補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するツアーを催行する事業とする。

- (1) 三浦市外からのツアーであって、バス1台につき15名以上の大人（18歳以上）の参加者（乗務員及び添乗員を除く）があること。
- (2) 国、地方公共団体が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (3) ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体及び公序良俗に反する団体でないこと。
- (4) ツアーを催行する者が、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けたもので、かつ日本国内に事業所を有する旅行業者であること。
- (5) ツアーを催行するうえで、国又は地方公共団体から交付される補助金等と本補助金を併せて、ツアーを催行する経費を上回らないこと。
- (6) ツアー催行時は、日本旅行業協会・全国旅行業協会が策定した「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」や「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に感染症防止対策に努めること。
- (7) 別表1の左欄に掲げるツアーの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する行程の条件を満たすこと。

(補助金額)

第3条 本補助金は、別表2の左欄に掲げるツアーの種類に応じ、それぞれ同表の右欄に規定する金額を交付するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、ツアー催行決定後、交付申請書（様式第1号）により、併せて次に掲げる事項が確認できる書類を添付し、一般社団法人三浦市観光協会会長（以下、「会長」という。）に補助金の交付を申請しなければならない。

- (1) ツアーの行程

(2) 利用予定の三浦市内の観光施設等の名称及び滞在時間

(3) 参加者募集案内の内容

(補助金の交付決定及び決定通知)

第5条 会長は、前条の申請があったときは、予算の範囲内においてその内容を審査して補助金の交付の適否を決定し、交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 申請者は、前条の交付決定を受けた後において、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、速やかに変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

(1) 交付申請の記載内容に変更が生じたとき。

(2) 当該ツアーを中止したとき。

(実績報告及び補助金の交付請求)

第7条 申請者は、ツアーを催行したときは、催行日（複数日に渡る場合は最後の催行日）から数えて2週間以内に、実績報告書兼請求書（様式第4号）に、観光施設等立寄証明書（様式第5号）及び、宿泊ツアーの場合は宿泊証明書（様式第6号）を併せて添付し、会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書兼請求書（様式第4号）を受理したならば、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び変換)

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき。

(2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) ツアー催行予定日に、三浦市、またはツアーの出発地が緊急事態宣言の実施区域又は、特措法に基づくまん延防止等重点措置の措置区域等に指定されたとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(6) その他会長が不相当と認める事情が生じたとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた者は、既に補助金が交付されているときは、速やかに会長に返還しなければならない。

（実施期間）

第10条 本補助金は、令和3年6月21日から令和4年2月28日までの期間に催行されるツアーを対象とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

別表1（第2条関係）

ツアーの種類	行程の条件
日帰りバスツアー	三浦市内の観光施設、観光イベント、飲食店、土産物店等（以下「観光施設等」という。）を2箇所以上（うち有人施設を1箇所以上）利用すること。 なお、各施設等の滞在時間は30分以上であること。
宿泊を伴うバスツアー	三浦市内の旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けた宿泊施設に宿泊すること。 三浦市内の観光施設、観光イベント、飲食店、土産物店等（以下「観光施設等」という。）を2箇所以上（うち有人施設を1箇所以上）利用すること。 なお、各施設等の滞在時間は30分以上であること。

別表2（第3条関係）

ツアーの種類	バス1台あたりの補助金額
日帰りバスツアー	50,000円
宿泊を伴うバスツアー	100,000円